

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

三田市長 田村 克也

市町村名 (市町村コード)	三田市 28219
地域名 (地域内農業集落名)	高平 (下里)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年2月9日 (第4回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

下里地区は、ほとんどが1ha未満の耕作者で、第2種兼業農家や年金生活世帯であり、農業従事者の高齢化が顕著となっている。若者の農業離れもあり、「農地は守りたいが、農業を継続していくことは困難」と考えている農家が多い。こうした状況下で、圃場整備田は、①近隣の「はつか農事組合法人」や近隣農家に耕作を委ねている方 11戸(64.7%)、②請負農家に育苗や田植え、刈取り、脱穀、調整などの一部作業を委託されている方 4戸(23.5%)、③自家用菜園や管理田として農地を維持している方 2戸(11.8%)の現状となっている。農業振興地域外の田畑も含めて地域全体の農地(田畑)の維持管理自体が大きな課題である。また、圃場整備から30年以上が経過し、井堰や揚水ポンプ、水路等の農業用施設が老朽化しており、今後の維持管理が大きな課題となっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

引き続き耕作(コシヒカリ等)を主体とした生産体系を維持していきたい。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	8.7 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	8.7 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とします。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
高齢化等で耕作困難となった農地については、農家の経営意向を基本としつつ、農会が支援し、集約化の方向で支援・調整を行っていく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
高齢化等で耕作困難となった農地については、農家の経営意向を基本としつつ、農会が支援し、集約化の方向で支援・調整を行っていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
基盤整備事業については、現在予定なし。揚水ポンプ、水路等の灌漑用水路は、圃場整備後、30年以上が経過し、老朽化が進んでいる。今後は、必要に応じて順次対応を図っていく必要がある。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
新たな経営体確保の必要はない。 既に「はつか農事組合法人」があり、当地区は下里支部として加入が出来る体制が整っているため。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
現在、水稻の病虫害防除のため、水稻の航空防除事業を実施願っており、作業の効率化や効果も大きい。今後とも継続実施が望まれる。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

Empty space for recording the selected measures
